



(株)福岡クリーンエナジー東部工場

環境報告書

令和2年度



目次

工場長挨拶	1
第1章 施設のあらまし	
1 事業概要	2
2 施設概要	3
3 組織と体制	4
第2章 環境・安全への取組み	
1 環境方針	5
2 環境マネジメントシステムの概要	
（1）環境マネジメントシステムの運用	6
（2）環境マネジメントシステムの継続的改善	6
3 活動報告	
（1）EMS 活動	7
（2）自衛消防活動	10
（3）その他の活動	10
4 東部工場の環境負荷	11
5 焼却処理量等の推移	
（1）焼却処理量	12
（2）灰搬出量	12
（3）発電電力量	13
6 環境対策と測定結果	
（1）排ガス	14
（2）排水	17
（3）ダイオキシン類	18
（4）悪臭	20
（5）騒音・振動	20
7 安全・安心への取組み	21
第3章 コミュニケーション	
1 環境情報の公開	
（1）東部工場維持管理記録の閲覧	23
（2）インターネットでの公開	23
（3）地元連絡協議会での報告	23
2 東部工場事業年表	23

工場長挨拶

東部工場は、ごみ処理技術を有する福岡市と発電技術を有する九州電力(株)の出資により設立された(株)福岡クリーンエナジーの廃棄物処理施設であり、家庭や事業所から発生する可燃性ごみを焼却により衛生的に減容化处理するとともに、その熱による発電を行っています。

我々は循環型社会の形成を担う一員として、これからも従業員一丸となり安全で安心な施設運営を続け、社会的責任を全う致します。また、汚染物質排出抑制等の継続的な改善、エネルギーや資源の有効活用に努め、更に環境に優しく、地球環境負荷の低減に貢献していきたいと考えています。

令和2年度の東部工場の環境に関する取組状況を本環境報告書にまとめました。今後とも東部工場への一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

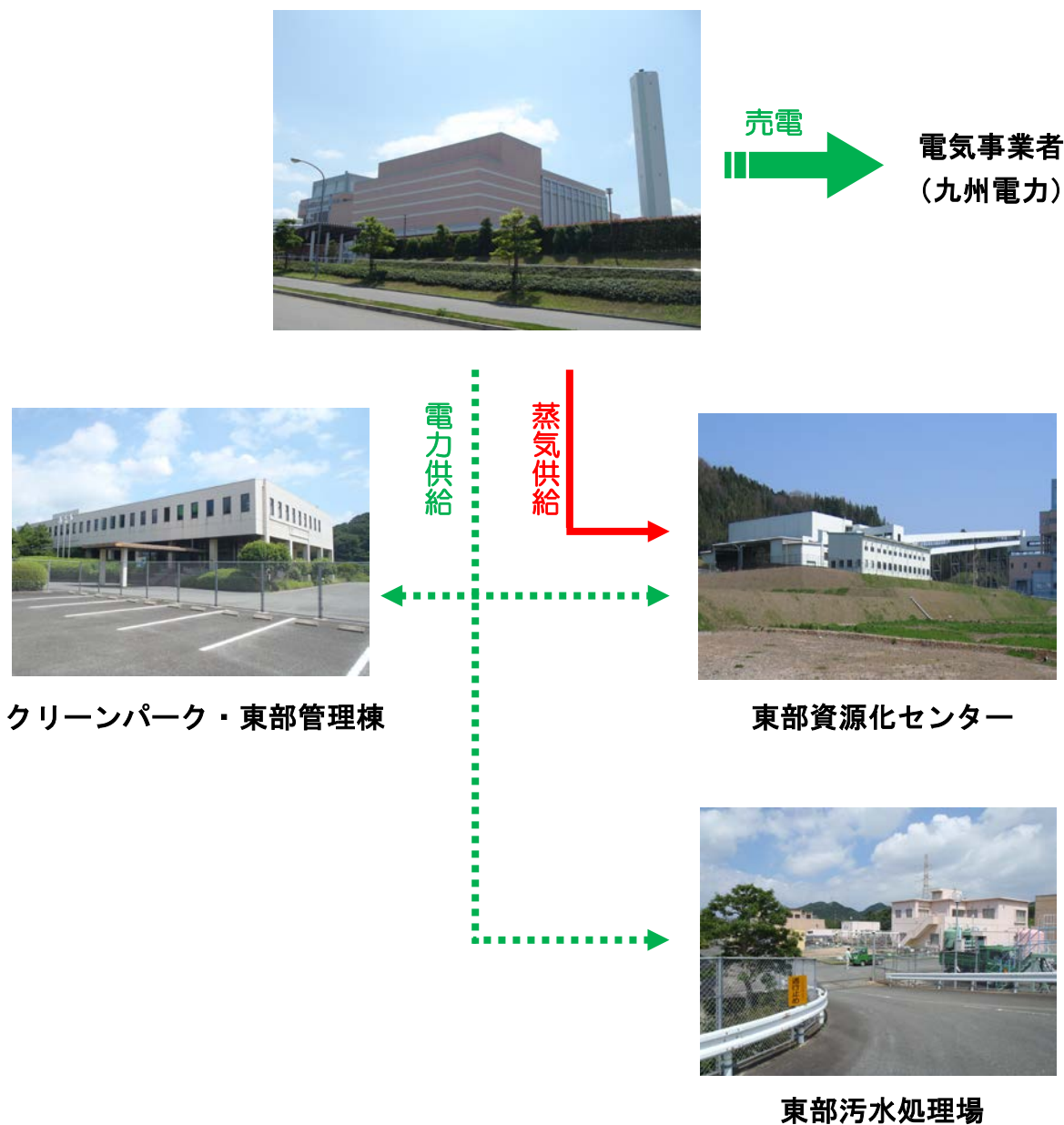
令和3年8月
(株)福岡クリーンエナジー
東部工場長

第1章 施設のあらまし

1 事業概要

東部工場は福岡市の旧東部工場の建て替え施設であり、福岡市からごみ処理委託を受けて一般家庭や事業所から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却処理を行っています。

また、焼却による熱を利用して発生させた蒸気でタービン発電機を運転し、発電を行っています。発電した電気はクリーンパーク・東部内で使用し、余った電気は電気事業者に売却しています。さらに、東部工場で発生した蒸気の一部は、隣接する東部資源化センターへ供給しています。



2 施設概要

敷地面積：約 58,000 m²

延床面積：工場棟 約 31,000 m²

管理棟 約 1,600 m²

煙突高さ：80m

ごみピット容量：約 13,700 m³

灰ピット容量：約 930 m³

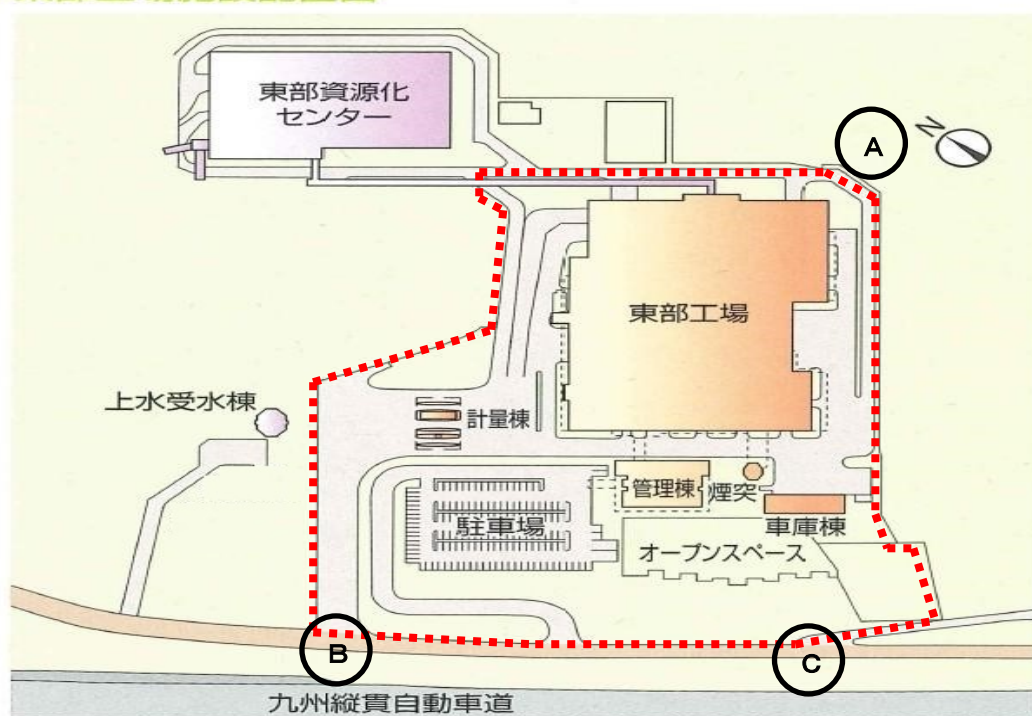
焼却能力：300t／日×3 炉

焼却炉：全連続燃焼ストーカ式

発電設備：蒸気タービン発電機

出力：29,200kW×1 基

東部工場施設配置図



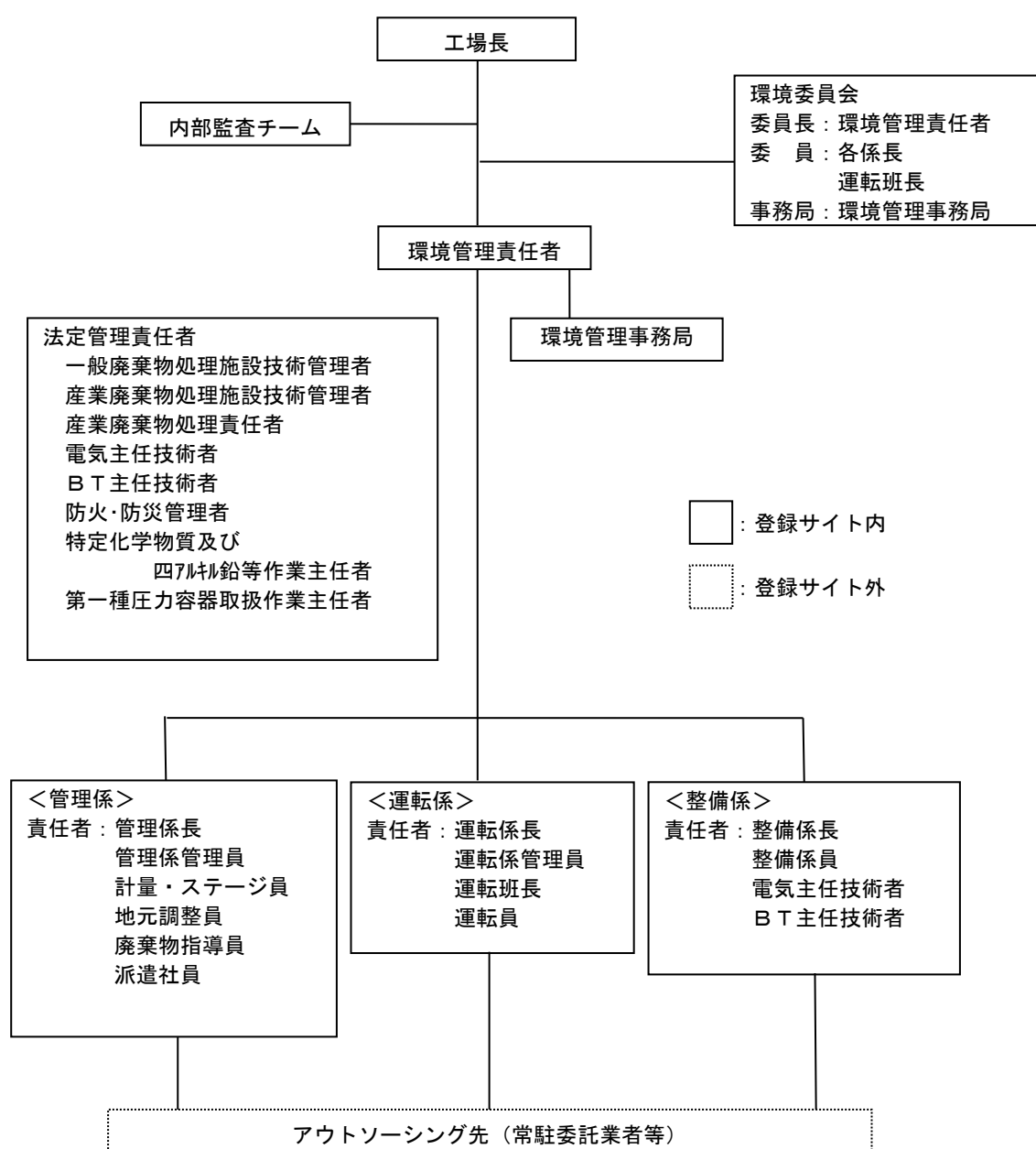
.....：東部工場敷地配置

○：臭気、騒音、振動測定場所

3 組織と体制

工場長をトップに、環境管理責任者及び各係長を責任者として、各係単位での個別の目標を設定し、環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）の活動を行っています。運営機関として環境委員会を3ヵ月毎に開催し、活動の進捗管理を行っています。内部監査チームは各組織から独立したものとし、内部監査員の資格を有する者が、各係を相互に監査しています。

東部工場 EMS 組織図



第2章 環境・安全への取り組み

1 環境方針

東部工場における環境理念及び環境方針

環境理念

(株)福岡クリーンエナジー東部工場は、循環型社会の形成に貢献することを目指し、安定的かつ継続的なごみ処理を行うことはもちろんのこと、環境保全意識の重要性を全従業員が認識したうえで、環境にやさしい工場の運営を行います。

以上の考え方をもとに、当工場では次のことに取り組んでいくことを宣言します。

環境方針

- 1 安定的かつ継続的なごみ処理及び、安全で安心な施設の運営を行うとともに、関連法令等の遵守により、社会的責任を遂行します。
- 2 大気汚染物質の発生抑制や水質汚濁の防止等、環境への負荷を低減するために、環境目的及び環境目標を設定し、定期的に見直しを行い、継続的改善及び汚染の予防に努めます。
- 3 循環型社会の形成を担う一員として、エネルギーや資源の更なる有効利用により環境負荷の低減に努めます。
- 4 環境方針を当工場で働く全ての人に周知徹底するとともに広く一般に公開します。

令和元年7月1日

(株)福岡クリーンエナジー東部工場

工場長 近藤 永吾

2 環境マネジメントシステムの概要

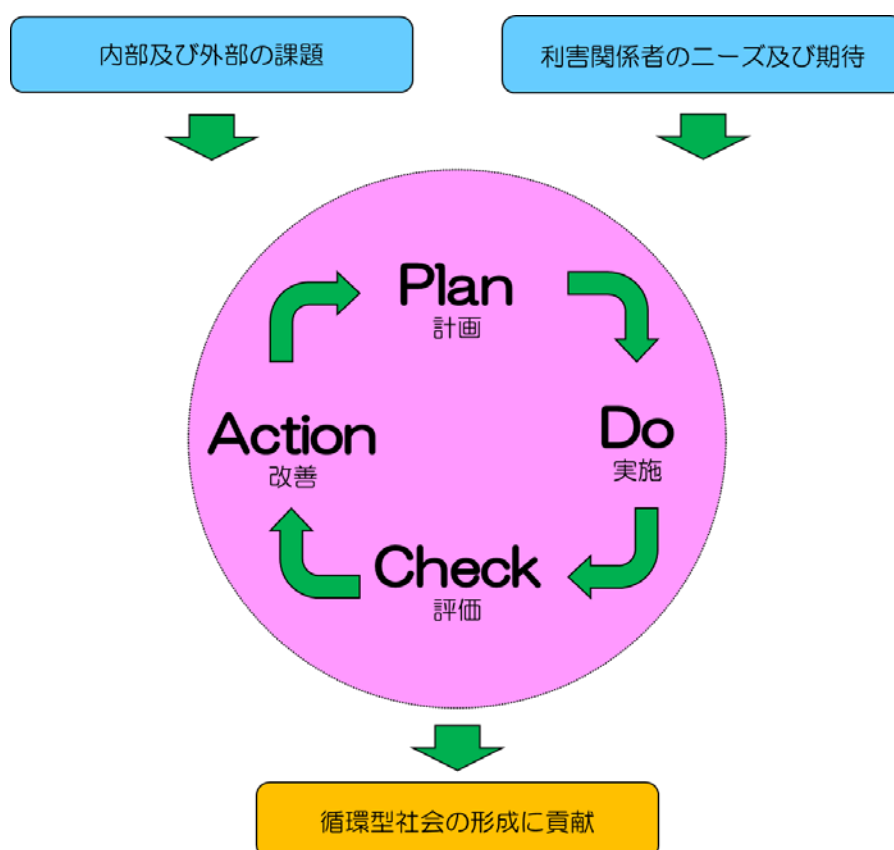
(1) 環境マネジメントシステムの運用

東部工場では、平成 18 年 3 月 3 日に ISO14001※:2004 認証登録を行い、平成 30 年 1 月 1 日からは ISO14001:2015 への移行に合わせて自主運用とし、環境マネジメントシステムに基づき環境配慮活動を行っております。

※ISO14001：国際標準化機構(ISO)が定めた環境マネジメントシステムの規格

(2) 環境マネジメントシステムの継続的改善

事業活動に伴う環境影響の改善のために、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の PDCA サイクルを繰り返し実行することにより、環境改善活動を実践しています。



Plan (計画)	「4 工場の状況」「5 リーダーシップ」「6 計画」
Do (実施)	「7 支援」「8 運用」
Check (評価)	「9 パフォーマンス評価」
Action (改善)	「10 改善」

3 活動報告

(1) EMS 活動

a 環境目標の計画

環境方針に従い、令和2年度から3年間の環境目標を作成しています。今回の目標は日常業務をEMS活動とリンクしたものとして捉えることで活動の負担を少なくし継続させることに主眼を置いています。

環境目標			実施部門
令和2年度	令和3年度	令和4年度	
- 自己搬入ごみの内容検査を100%実施する - 毎日のミーティングにて不適物に関する情報を共有する	- 自己搬入ごみの内容検査を100%実施する - 毎日のミーティングにて不適物に関する情報を共有する	- 自己搬入ごみの内容検査を100%実施する - 毎日のミーティングにて不適物に関する情報を共有する	管理係
排ガス、排水及び灰処理の適正管理及び規制値順守	排ガス、排水及び灰処理の適正管理及び規制値順守	排ガス、排水及び灰処理の適正管理及び規制値順守	運転係
A重油、薬品漏洩及びピット転落訓練の実施	A重油、薬品漏洩及びピット転落訓練の実施	A重油、薬品漏洩及びピット転落訓練の実施	全係
日常整備作業における可燃廃棄物の削減	日常整備作業における可燃廃棄物の削減	日常整備作業における可燃廃棄物の削減	整備係
環境報告書の作成及び公開	環境報告書の作成及び公開	環境報告書の作成及び公開	運転係

b 令和2年度の環境目標の成果

各実施部門で目標毎に計画を作成し、実施しました。反省点や今後への見直しも含めて令和2年度の成果をまとめました。

環境目標		実施方法等	実施内容に対する評価	今後の課題や対応など
実施内容	目標値			
自己搬入ごみ内容検査を100%実施する	自己搬入ごみ内容検査実施100%	- 自己搬入ごみ内容検査実施の徹底 - 未実施車の台数管理	100%達成できた	市受入基準に基づき継続して検査を実施する
毎日のミーティングにて不適物に関する情報を共有する	毎日のミーティングでの情報共有	毎日のミーティングにて情報共有と対応検討	毎日のミーティングにおいて、情報共有し対応検討した	継続して情報共有を図り対応する
排ガス、排水及び灰処理の適正管理及び規制値順守	順守率100%	- トレンド及び日報による確認 - 環境測定順守項目一覧表作成	排ガス、排水及び灰処理についてすべての項目で規制値順守を達成した	引続き測定結果の確認及び記録を行い、適正な管理を行う。
A重油、薬品漏洩及びピット転落訓練の実施	—	教育訓練計画に基づき実施する	予定通り教育訓練計画に基づき実施した。	次年度も計画通り訓練を実施する。
日常整備作業における可燃廃棄物の削減	—	5か月間の日常整備作業に伴う消耗品（ガス、その他可燃物）の発生量を調査 - 廃ガス発生量に着目し、更に布ガスと紙ガスに分別管理して再利用することとする。	- 可燃廃棄物の発生実績を調査することにより、削減対象廃棄物を絞り込むことができた 【R2.4～R2.5の発生可燃廃棄物量】 ガス：103kg その他可燃物：365kg 可燃廃棄物全体に占める廃ガス量 22% - 調査結果により再利用要領を定め、効果的に可燃廃棄物の削減ができるものと思われる。	削減前後の可燃廃棄物発生量の比較を行い、効果の確認を行う。
環境報告書の作成及び公開	—	- 環境報告書を作成する - 工場配布欄への設置及びHP掲載を行う	予定通り環境報告書の作成及び公開を行った。	次年度も計画通り作成及び公開を行う。

c 環境委員会

運営機関として、環境管理責任者、各係長、運転班長、環境管理事務局で構成する環境委員会を開催し、EMS 活動の進捗状況の確認を行いました。

●実施日 令和2年5月26日、8月25日、11月30日、
令和3年2月24日、3月23日

d 内部監査

被監査者を環境管理責任者及び運転係、整備係、管理係とし、有資格者の中から1チーム2名で3つの監査チームを構成し、内部監査を実施しました。

●実施日 令和2年10月29日
●内部監査員 6名（2名×3チーム）

e マネジメントレビュー

工場長を最高経営層とするマネジメントレビューを実施し、内部監査結果を含む活動報告を行い、環境方針、目的、目標の実施確認・評価を行いました。

●実施日 令和3年3月23日



環境掲示板

（２）自衛消防活動

東部工場内での火災や事故及び災害等の対応のため、自衛消防隊を編成しています。特に、ごみピット火災や重油・薬品の漏洩は重大な外部影響を及ぼす恐れがあるため、定期的に訓練を行い、手順の確認を行っています。



重油漏洩事故処置訓練（令和２年７月２１日）



ごみピット火災消火訓練（令和２年８月２６日）



地震避難通報訓練（令和２年１１月９日）



薬品漏洩事故処置訓練（令和２年１１月１８日）

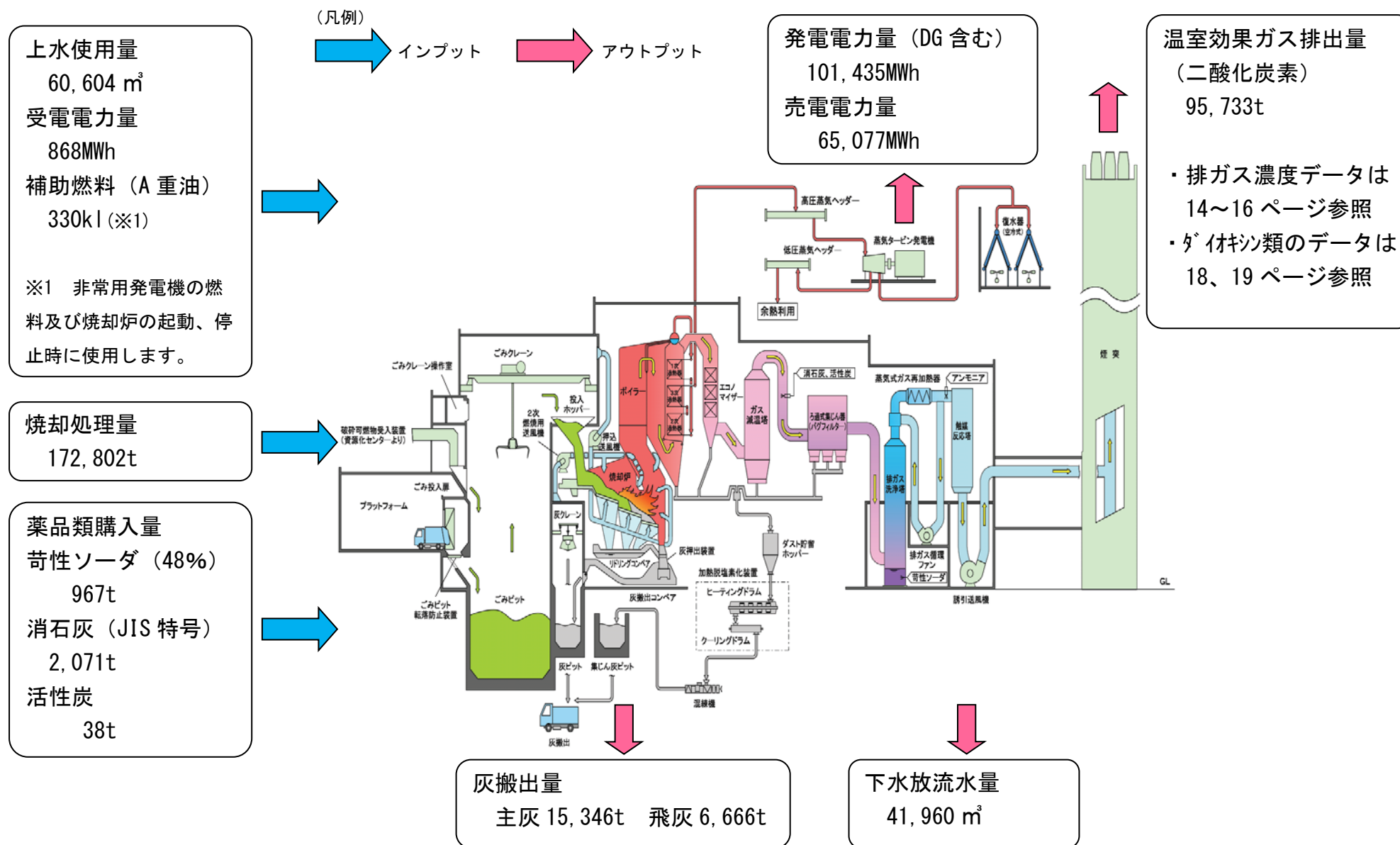
（３）その他の活動

a クリーンパーク・東部周辺清掃

東部工場周辺を含むクリーンパーク・東部清掃活動に参加し、搬入道路等の清掃を行いました。

●実施日 令和２年６月１２日
 令和２年９月２５日

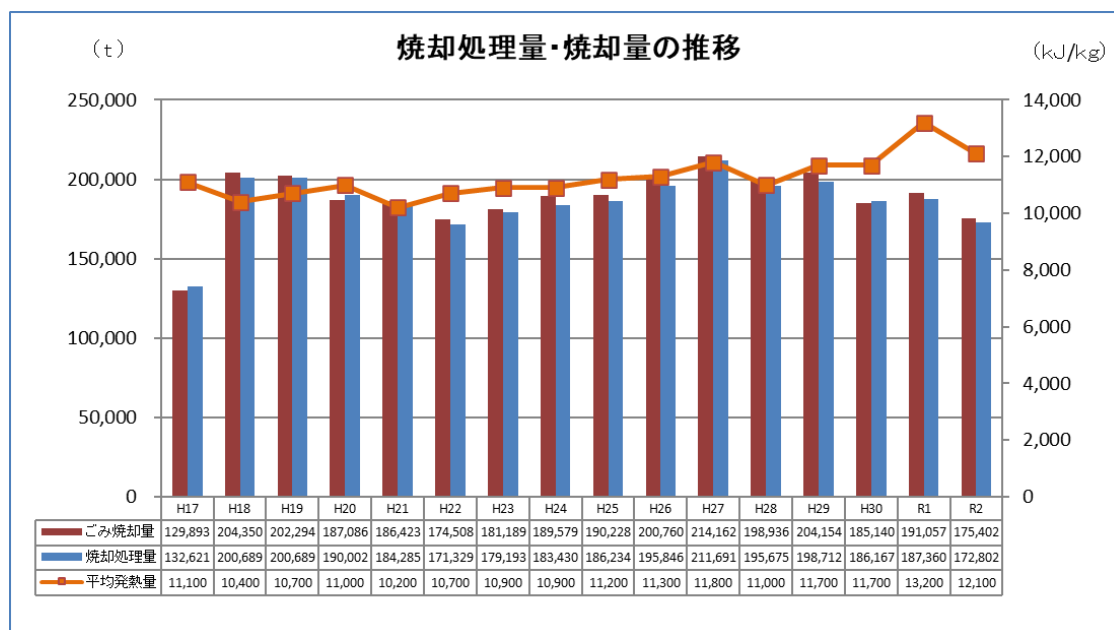
4 東部工場の環境負荷（インプット・アウトプット）（令和2年度実績）



5 焼却処理量等の推移

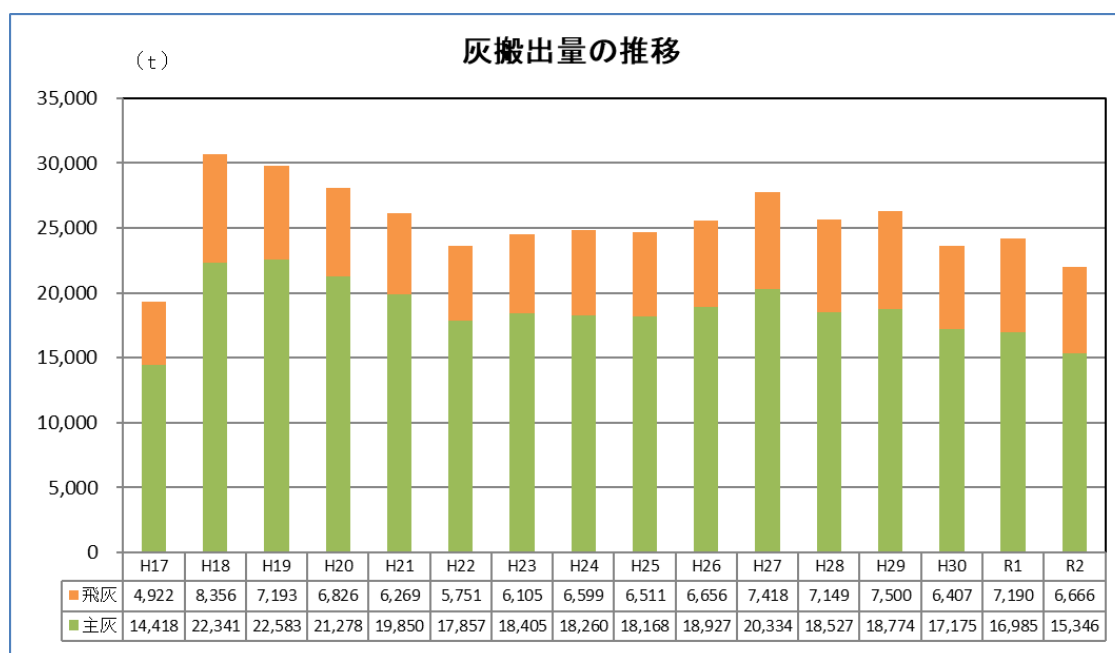
(1) 焼却処理量

令和2年度は、令和元年度より約14,600t減少しました。



(2) 灰搬出量

可燃性ごみを燃焼すると、約13%の重量の灰が発生します。灰搬出量も焼却処理量の推移と同様に推移しています。



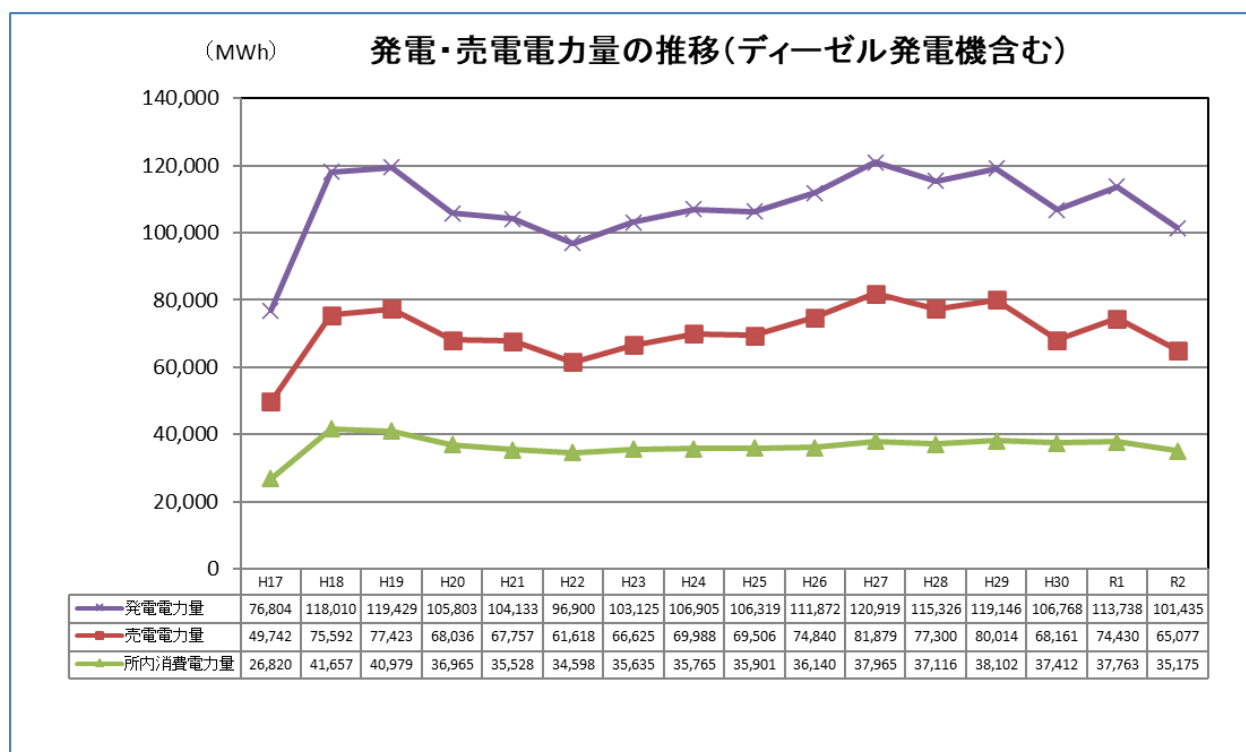
(3) 発電電力量

工場で作られた電気はクリーンパーク・東部内で使用されるほか、余った電気は電気事業者に売却しています。

令和2年度の発電電力量は101,435MWhでした。

売電電力量は65,077MWhで、一般家庭約18,100世帯分の年間使用量に相当します。

※一般家庭使用量を3,600kWh/年(300kWh/月)としました。



6 環境対策と測定結果

(1) 排ガス

a ばいじん

ばいじんとは、燃焼などによって発生するすすやちりなどの固体粒子のことです。ばいじんは、ろ過式集じん器で除去します。

法規制値	0.04g/m ³ N
環境保全協定値	0.02g/m ³ N

※酸素濃度 12%換算値

単位: g/m³N

	年度	最大	最小
1号炉	H28	<0.001	<0.001
	H29	<0.001	<0.001
	H30	0.001	<0.001
	R1	0.002	<0.001
	R2	<0.001	<0.001
2号炉	H28	<0.001	<0.001
	H29	<0.001	<0.001
	H30	<0.001	<0.001
	R1	<0.001	<0.001
	R2	<0.001	<0.001
3号炉	H28	<0.001	<0.001
	H29	0.002	<0.001
	H30	0.001	<0.001
	R1	<0.001	<0.001
	R2	<0.001	<0.001

b 硫黄酸化物 (SOx)

ごみ中の硫黄分の焼却により、排ガス中に硫黄酸化物を生じます。アルカリ性の水酸化カルシウムや水酸化ナトリウムを添加して除去します。

単位 : ppm

法規制値	約 1,100ppm (K 値 8.76)
環境保全協定値	30ppm

1号炉	年度	最大	最小
	H28	<0.5	<0.5
	H29	<0.5	<0.5
	H30	<0.5	<0.5
	R1	<0.5	<0.5
2号炉	R2	<0.5	<0.5
	H28	<0.5	<0.5
	H29	<0.5	<0.5
	H30	<0.5	<0.5
	R1	<0.5	<0.5
3号炉	R2	<0.5	<0.5
	H28	0.6	<0.5
	H29	<0.5	<0.5
	H30	<0.5	<0.5
	R1	<0.5	<0.5
	R2	<0.5	<0.5

c 窒素酸化物 (NOx)

焼却によりごみ中や空気中の窒素分が酸素と反応して一酸化窒素や二酸化窒素などが生成されます。脱硝設備でアンモニアと反応させることによって窒素酸化物を水と窒素に分解します。

法規制値	250ppm
環境保全協定値	100ppm

※酸素濃度 12%換算値

単位: ppm

	年度	最大	最小
1号炉	H28	63	49
	H29	69	44
	H30	64	56
	R1	72	54
	R2	71	48
2号炉	H28	65	53
	H29	75	47
	H30	65	56
	R1	59	46
	R2	66	40
3号炉	H28	67	53
	H29	71	53
	H30	64	57
	R1	67	53
	R2	71	53

d 塩化水素 (HCl)

ごみ中の塩化ビニールや厨芥類に含まれる塩分などの燃焼により、塩化水素が発生します。アルカリ性の水酸化カルシウムや水酸化ナトリウムを添加して除去します。

法規制値	約 430ppm (700mg/m ³ N)
環境保全協定値	30ppm

※酸素濃度 12%換算値

単位: ppm

	年度	最大	最小
1号炉	H28	<2	<2
	H29	<2	<2
	H30	<2	<2
	R1	<2	<2
	R2	<2	<2
2号炉	H28	<2	<2
	H29	<2	<2
	H30	2	<2
	R1	2	<2
	R2	<2	<2
3号炉	H28	2	<2
	H29	<2	<2
	H30	<2	<2
	R1	<2	<2
	R2	<2	<2

e 水銀

ごみ中に水銀を含んだ電池などが含まれていると、燃焼により排ガス中に水銀が発生します。ろ過式集じん器や排ガス洗浄装置で除去します。

		単位: mg/m ³ N	
法規制値	0.05mg/m ³ N		
環境保全協定値	0.05mg/m ³ N		

	年度	最大	最小
1号炉	H28	0.003	<0.001
	H29	0.002	<0.001
	H30	0.0018	<0.0001
	R1	0.0011	<0.000076
	R2	0.00088	0.00023
2号炉	H28	0.002	<0.001
	H29	0.005	<0.001
	H30	0.0028	<0.0001
	R1	0.0015	0.000083
	R2	0.0027	<0.00006
3号炉	H28	0.020	<0.001
	H29	0.001	<0.001
	H30	0.0014	0.00016
	R1	0.0060	0.0001
	R2	0.0022	0.00024

m³N : 0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積

ppm : 100 万分の 1

< : 定量下限値未満を示します。定量が可能な最小濃度であり、測定値のばらつきから算出するため、一定ではありません。

環境保全協定値 : 地元自治会と交わした環境保全協定書にて定めた、施設の運転目標値です。

(2) 排水（下水道排水基準）

東部工場の排水は、排水処理設備で処理した後、下水道へ放流しています。

a 水素イオン濃度（pH）

水溶液が酸性であるかアルカリ性であるかを示す指標で、中性が7となります。
排水処理設備で調整します。

		単位: pH		
法規制値	pH5.0～pH9.0	年度	最大	最小
環境保全協定値	—	H28	8.2	7.3
		H29	8.2	7.5
		H30	7.8	6.7
		R1	8.1	7.1
		R2	8.1	7.2

b 生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものです。BODが高くなれば水質が悪化していることを示します。

排水処理設備で除去します。

		単位: mg/l		
法規制値	600mg/l	年度	最大	最小
環境保全協定値	—	H28	2.4	<1.0
		H29	<1.0	<1.0
		H30	<1.0	<1.0
		R1	97.0	<1.0
		R2	9.9	<1.0

c 浮遊物質（SS）

水中に懸濁している浮遊物質の量で排水中の濁りを示します。

排水処理設備で除去します。

		単位: mg/l		
法規制値	600mg/l	年度	最大	最小
環境保全協定値	—	H28	3	<1
		H29	1	<1
		H30	3	<1
		R1	1	<1
		R2	5	<1

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。

a 排ガス

800℃*以上で燃焼させることにより、排ガス中での発生を抑制するとともに、活性炭を吹き込み、ろ過式集じん器で除去します。

※東部工場では、管理値を 900℃以上として管理しています。

法規制値	0.1ng-TEQ/m ³ N
環境保全協定値	0.1ng-TEQ/m ³ N

※酸素濃度 12%換算値

単位: ng-TEQ/m³N

	年度	測定値
1号炉	H28	0.0000027
	H29	0.0016
	H30	0.000064
	R1	0.00000051
	R2	0.000060
2号炉	H28	0.0000012
	H29	0.0041
	H30	0.000049
	R1	0.000055
	R2	0.000026
3号炉	H28	0.0000018
	H29	0.000039
	H30	0.000023
	R1	0.0000018
	R2	0.0023

b 焼却灰

廃棄物を焼却した後に残った灰にもダイオキシン類が存在しますが、燃焼管理により環境保全協定値より低い水準となっています。

単位:ng-TEQ/m³N

法規制値	3ng-TEQ/g
環境保全協定値	0.1ng-TEQ/g

	年度	測定値
1号炉	H28	0.0037
	H29	0.0026
	H30	0.0095
	R1	0.0029
	R2	0.00093
2号炉	H28	0.0018
	H29	0.00068
	H30	0.0017
	R1	0.0012
	R2	0.00058
3号炉	H28	0.0011
	H29	0.0003
	H30	0.0042
	R1	0.0036
	R2	0.000046

c 飛灰

ろ過式集じん器で捕集されたばいじん中のダイオキシン類は、加熱脱塩素化装置でさらに分解除去します。

		単位: ng-TEQ/m ³ N	
法規制値	3ng-TEQ/g	年度	測定値
環境保全協定値	0.1ng-TEQ/g	飛灰 (3炉共通)	H28 0.0000019
			H29 0.0077
			H30 0.0026
			R1 0.0019
			R2 0.00030

d 下水放流水

下水放流水中にもダイオキシン類が存在しますが、環境保全協定値より低い水準です。

		単位: pg-TEQ/m ³ N	
法規制値	10pg-TEQ/l	年度	測定値
環境保全協定値	10pg-TEQ/l	下水 放流水	H28 0 *
			H29 0.000015
			H30 0.0046
			R1 0.031
			R2 0.0035

e 脱水汚泥

排水処理設備汚泥中にもダイオキシン類が存在しますが、環境保全協定値より低い水準です。

		単位: ng-TEQ/m ³ N	
法規制値	3ng-TEQ/g	年度	測定値
環境保全協定値	3ng-TEQ/g	脱水 汚泥	H28 0.0073
			H29 0.0013
			H30 0.033
			R1 0.014
			R2 0.030

ng : 10 億分の 1 グラム

pg : 1 兆分の 1 グラム

TEQ : 毒性等量といいます。ダイオキシン類はそれぞれ毒性が異なるため、もっとも毒性の強い 2、3、7、8-TCDD に毒性等価換算したものです。測定結果は、定量下限値以上の実測濃度に毒正等価係数を乗じて算出したものです。

* : 実測濃度が定量下限値未満の場合、測定結果は「0」になります。

(4) 悪臭

ごみによる悪臭を工場外へ出さないため、プラットフォーム及びごみピット内の臭気のある空気を焼却炉の燃焼用空気として使用し、プラットフォーム等の室内を負圧とすることによって、外部への漏洩を防いでいます。また、焼却炉全停止期間は、活性炭による脱臭設備にて無臭化しています。

工場周辺の臭気を確認するため、敷地境界3箇所(3ページ参照)における臭気測定を年2回実施しています。全ての測定地点で福岡市悪臭対策指導要綱に定める指導基準を満足していました。

臭気測定(令和2年度)			単位: 臭気指数※1
測定点	測定値		基準※2
	夏季(R2.8.20)	冬期(R2.12.17)	
A	<10	<10	<10
B	<10	<10	<10
C	<10	<10	<10

※1 「複合臭」を総合的に評価するため、無臭の空気でもめて感じなくなるまでの希釈倍数を「臭気濃度」といいます。この臭気濃度を対数変換し10倍したものを「臭気指数」といいます。

※2 基準は福岡市悪臭対策指導要綱での規制基準

(5) 騒音・振動

工場の騒音・振動の影響を確認するため、敷地境界3箇所(3ページ参照)における騒音・振動測定を年1回実施しています。

測定点B、Cの騒音は、主に九州自動車道の車両走行音や工場外からの工事音によるもので、工場からの騒音は観測されませんでした。

振動については、全ての測定点で規制基準値を満足しています。

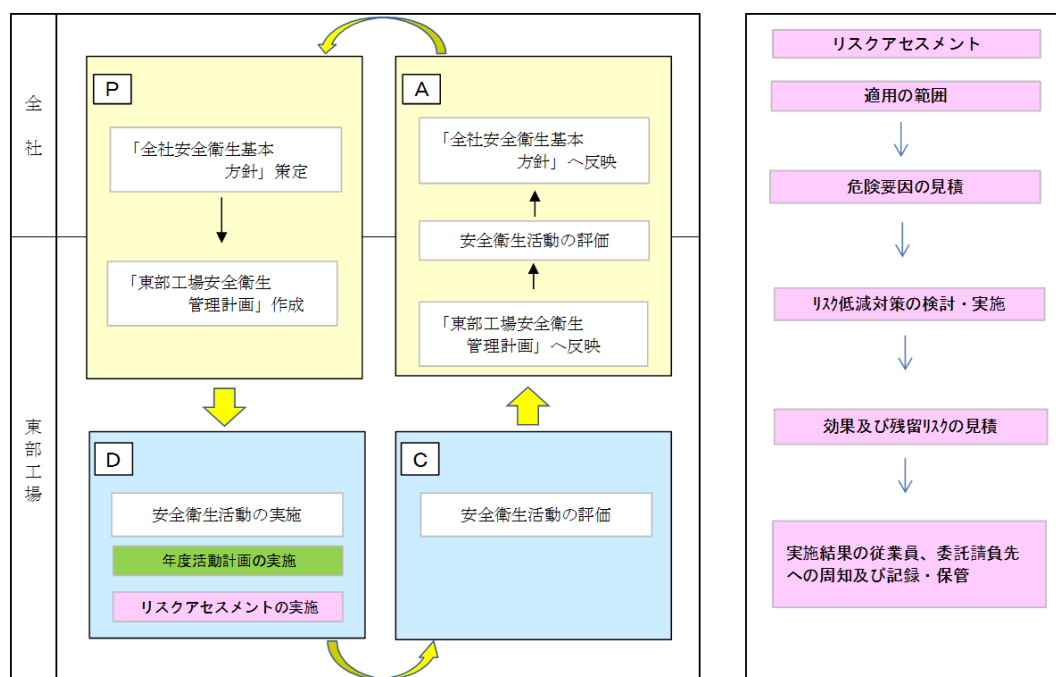
騒音測定(令和2年12月8～9日)				単位: dB
測定点	朝 6:00～8:00	昼 8:00～19:00	夕 19:00～23:00	夜 23:00～6:00
A	41	39～41	34	36～40
B	54～58	53～60	51～53	52～53
C	65	62～64	62	60～63
規制基準値	50	60	50	50

振動測定(令和2年12月8～9日)		単位: dB
測定点	昼 8:00～19:00	夜 19:00～8:00
A	25未満	25未満
B	27	25未満～25
C	36	35～37
規制基準値	60	55

7 安全・安心への取組み

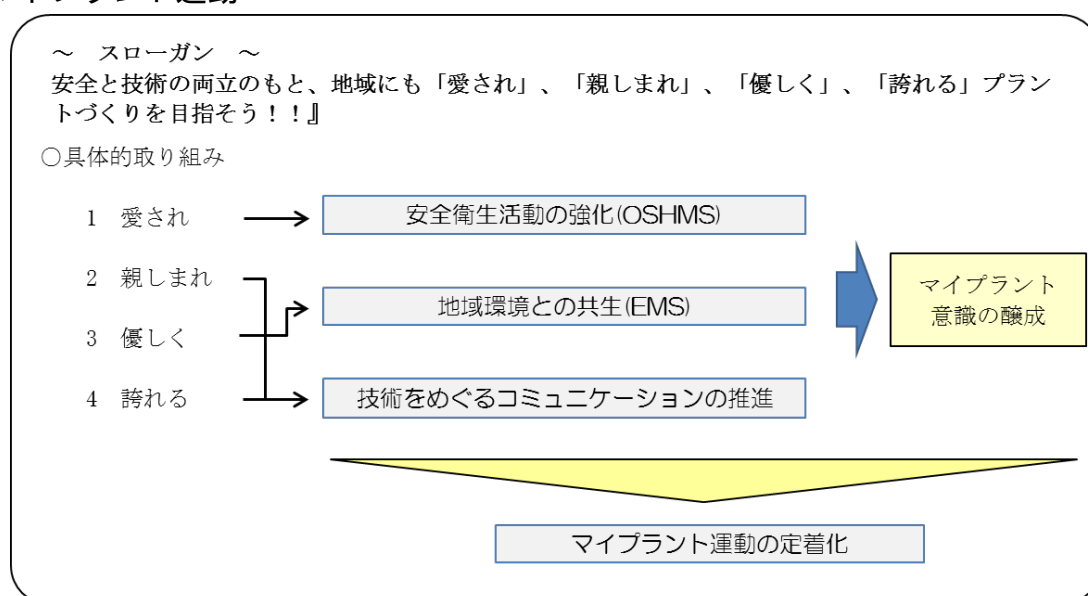
東部工場では、平成 27 年 4 月より労働安全衛生マネジメント（OSHMS）を導入し、継続的な PDCA サイクルにより安全衛生活動の定着化を図り、労働災害発生の未然防止と安全衛生管理に万全を期しています。

●労働安全衛生マネジメントシステム実施フロー



また、OSHMS と EMS を 2 本柱とする「マイプラント運動」を推進しています。

●マイプラント運動



なお、安全衛生活動への取組姿勢を明確にするため、働く人の安全に一生懸命に取り組む、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創る、厚生労働省の「あんぜんプロジェクト」に参加しています。

●あんぜんプロジェクトメンバー：（株）福岡クリーンエナジー東部工場

URL：<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/member/f-ce-tobu/index.html>

●東部工場紹介



あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組む、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

[ホーム](#)
[参加登録](#)
[メンバー紹介](#)

あんぜんプロジェクト プロジェクトメンバー



会社名：株式会社福岡クリーンエナジー 東部工場

業種：その他の事業

所在地：福岡県福岡市東区築田5丁目11番2号

電話番号：092-691-2999

安全方針

- 労働安全衛生に係る法令や、当社が定めた安全衛生に関する規程等を遵守し、当社で働く全ての社員の協力の下、安全衛生活動を推進します。
- 職場におけるリスク分析に基づき、安全衛生目標を定め、機器の安全化と、社員の安全教育・訓練等に努めることにより、労働災害を未然に防止します。
- 快適な職場環境の形成を通して、当社で働く全ての社員の安全と心身両面における健康増進に努めます。

安全への取組み事例

【労働安全衛生マネジメントシステムの導入】 ① 労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、リスクアセスメントの確実な実施及び安全衛生活動の評価結果に基づく翌年度活動計画への反映により安全な職場環境の形成を図っています。	【特別安全パトロール等】 ② 安全衛生委員会によるもの、定期修理期間中に行うもの、他部署と合同で行うもの等の通常とは異なる視点による特別安全パトロールの実施及びS活動等により職場環境の安全のための改善と意識づけを図っています。	【安全に関する教育】 ③ 所内外の安全教育やR・S・Tトレーナーの育成にも力を入れ従業員の安全意識啓発を促しています。また、安全講話及び産業医講話の開催においても社外の関係者も参加を呼びかけています。
---	---	--

安全への取組み参考資料

活動計画



リスクアセスメント様式



低圧電気取扱者特別教育



安全コンサルタントによる講話



安全衛生委員会による特別安全パトロール



労働災害発生状況

災害発生件数（不慮含む）				
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0件	0件	0件	0件	0件

[ページトップ](#)

[ホーム](#)
[参加登録](#)
[メンバー紹介](#)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

第3章 コミュニケーション

1 環境情報の公開

(1) 東部工場維持管理記録の閲覧

東部工場のごみ焼却量、燃焼ガス温度、排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類濃度等の測定記録を東部工場で閲覧することができます。

(2) インターネットでの公開

(株)福岡クリーンエナジーのホームページ <https://www.f-ce.co.jp/> で環境報告書を公開しています。また、環境データ（維持管理記録）については福岡市の他のごみ処理施設とともに福岡市環境局ホームページにて公開しています。

(3) 地元連絡協議会での報告

東部工場は地元の皆様に、2月毎の連絡協議会にて排ガス中のばいじん濃度等を報告しています。

2 東部工場事業年表

年 月	事 業 名
平成 12 年 10 月	会社設立
平成 13 年 2 月	工事着手
平成 16 年 12 月	受電・試運転開始
平成 17 年 2 月	ごみ受入試運転開始
平成 17 年 8 月	操業開始
平成 18 年 3 月	ISO14001 認証取得
平成 19 年 8 月	焼却量 50 万トン達成
平成 20 年 12 月	ISO14001 外部審査機関による更新審査受審
平成 22 年 4 月	焼却量 100 万トン達成
平成 23 年 12 月	ISO14001 外部審査機関による更新審査受審
平成 25 年 1 月	焼却量 150 万トン達成
平成 27 年 1 月	ISO14001 外部審査機関による更新審査受審
平成 27 年 7 月	焼却量 200 万トン達成
平成 30 年 1 月	ISO14001:2015 へ移行（自主運用）
平成 30 年 6 月	焼却量 250 万トン達成
令和 3 年 1 月	焼却量 300 万トン達成



ロゴマーク イメージ

ブルーの円は環境(地球)を、左のカーブがグリーン、右のカーブがエネルギーをイメージしました。メビウスの輪をモチーフに、リサイクルによって環境とエネルギーの輪を永遠に保てるよう、当社の気持ちを込めて表現したものです。

環境報告書 (令和2年度)

(株)福岡クリーンエナジー東部工場

所在地	〒813-0023 福岡市東区蒲田五丁目11番2号
TEL	(092) 691-2999
FAX	(092) 691-2992